

ソフトウェア関連発明特許に係る判例紹介
～技術的範囲に属さないとして侵害が認められなかった判例～

平成27年(ワ)第8704号

原告：P1

被告：株式会社中広

2016年9月15日

執筆者 弁理士 田中 伸次

1. 概要

本件は、発明の名称を「電子ショッピングシステム」とする発明の特許権（以下、「本件特許権」）を有する原告が被告に対し、別紙被告システム目録記載のシステム（以下、「被告システム」）を構築するなどの被告の行為が、本件特許権の侵害するものであるとして、侵害行為に基づく損害額の一部及び遅延損害金の支払いを求めた事案である。

2. 本件特許権

1) 特許の内容

本件特許権の特許請求の範囲請求項1に係る発明（以下、「本件発明1」）は、次のとおりである。

- A: 加盟店を傘下に持つ本部が使用するサーバーと、加盟店が募集した会員が使用するクライアント端末とがインターネットを介して接続されるフランチャイズ制の電子ショッピングシステムであって、
- B: 上記サーバーは、加盟店が販売する商品の情報を蓄積した商品情報記憶手段と、
- C: ホームページを作成するときに用いる各加盟店用の店名ロゴを記憶したデータベースと、
- D: ホームページを作成するホームページ作成手段と、
- E: 該作成手段で作成したホームページを発信するホームページ発信手段と、
- F: このホームページを通じてクライアント端末からの注文を受信する受注手段とを有すると共に、
- G: 会員のクライアント端末から該サーバーへアクセスするためのURLが、ドメインでなる該サーバーへの接続用部分とサブドメインでなる加盟店識別用部分とから構成されており、
- H: かつ該サーバーは、上記URLからアクセスした会員が属する加盟店を表すサブドメインを識別する加盟店識別手段を有すると共に、

- I: 上記ホームページ作成手段は、上記加盟店識別手段で識別したサブドメインが表す加盟店の店名ロゴを上記データベースから読み出し、その店名ロゴと上記商品情報記憶手段から読み出した商品データとを用いてホームページを作成する
- J: ことを特徴とする電子ショッピングシステム。

本件特許権の特許請求の範囲請求項 2 に係る発明（以下、「本件発明 2」）は、次のとおりである。

- K: 本部が使用するサーバーにインターネットを介して接続される加盟店用端末が備えられ、かつ、上記サーバーには、受注手段で受信した発注者及び受注商品を含む受注データを加盟店識別手段で識別したサブドメインが表す加盟店用端末に伝達する受注データ伝達手段が設けられている
- L: ことを特徴とする請求項 1 に記載の電子ショッピングシステム。

本件発明 1， 2 に係る発明によれば、いずれかの加盟店が募集した会員が、本部が作成したホームページを介して商品を注文したときに、本部のサーバーは、会員が入力した URL のサブドメインからいずれの加盟店の会員からの注文であることを識別する。そして、その受注データは、加盟店に伝達される（図 1）。

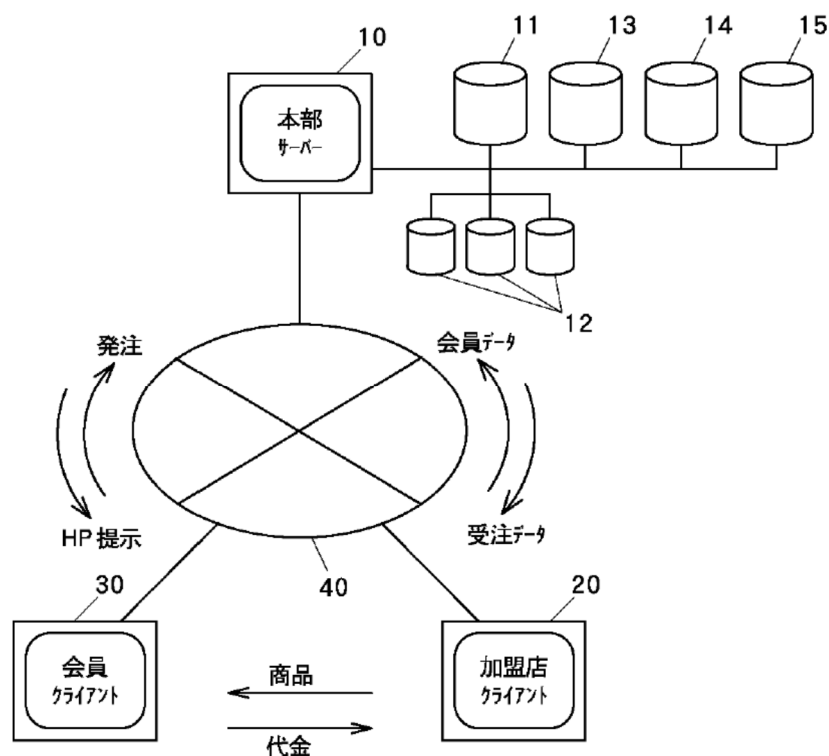

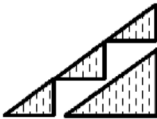


図1 (特許公報の図1)

また、本部サーバーは、上記サブドメインが表す加盟店用の店名ロゴをデータベース(図2)から読み出し、その店名ロゴと商品情報記憶手段から読み出した商品情報とを用いてホームページを作成するので、サーバーにアクセスした会員には、その会員が属する加盟店用として特化されたホームページが提示される(図3)。

それにより、加盟店は、本部が作成したホームページと本部が所有する商品情報とを利用しながら、これらを、あたかも独自のホームページ及び情報として商取引を行うことが可能となるという効果を奏する。

加盟店コード	ABC	ファイルNo.	1
			
加盟店コード	ABC	ファイルNo.	2
			
加盟店コード	ABC	ファイルNo.	3

15
↙

図2 (特許公報の図4)

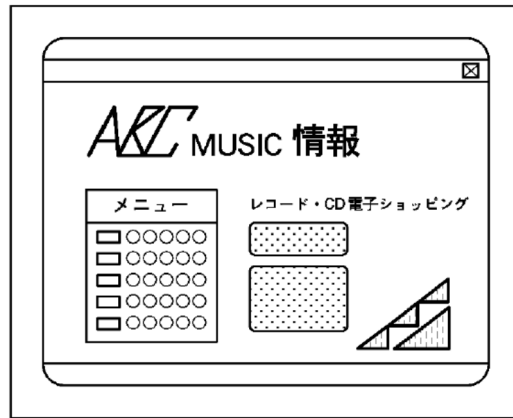


図3 (特許公報の図6)

2) 経過

本件特許に係る特許出願（以下、「本願」と記す。）の経過は、以下のとおりである。

平成12年 5月22日 出願（特願2000-150143），審査請求
 平成14年 4月30日 拒絶理由通知書発送
 平成14年 6月 6日 補正書，意見書提出
 平成14年 7月16日 拒絶査定送達

平成14年 8月 5日 拒絶査定不服審判請求，補正書提出
 平成14年11月 5日 前置移管
 平成14年12月 6日 前置解除
 平成17年 6月28日 審尋審判
 平成17年 8月22日 回答書受付
 平成18年 3月14日 拒絶理由通知書発送
 平成18年 3月23日 補正書，意見書提出
 平成18年 5月 1日 審決送達
 平成18年 5月26日 設定登録（特許第3807897号）

3. 被告システムの概要

被告システムの概要は以下のとおりである。

- (ア) インターネット上で，
- (イ) 本部ホームページのURLが「<http://kouenkai.info/>」であって，かつ，
- (ロ) ホームページトップに「講演会インフォ」の名称が表示され，
- (エ) 加盟店ホームページのURLが，本部ホームページのURL「<http://kouenkai.info/>」

のメインドメイン「kouenkai.info」に加盟店地域名を表す「hokkaido.」等のサブドメインを付加して「http://hokkaido.kouenkai.info/」等のように構成され、かつ、

- (オ) 「講演会インフォ」の表示に加えて「北海道」等の加盟店の地域名を付加した「講演会インフォ北海道」等の名称が表示されてなる
- (カ) [本部-加盟店]方式の電子講演会等サービス提供システム。

※出典：(別紙) 被告システム目録を全文引用



図4 本部ページトップ画面（上部を抜粋）



図5 本部ページトップ画面（下部を抜粋）

運営会社：株式会社中広



図6 北海道ページトップ画面（上部を抜粋）

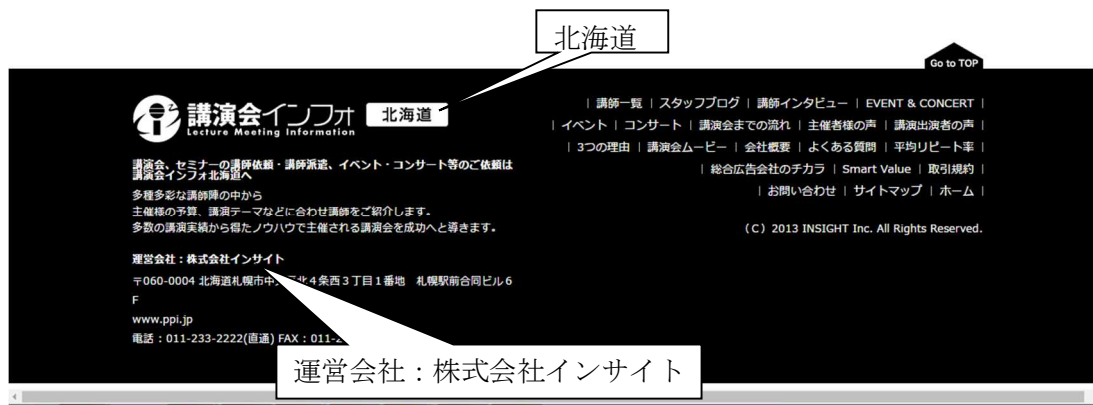


図7 北海道ページトップ画面（下部を抜粋）

※出典：図5，6：“文化・経済・スポーツ・芸能などあらゆる分野等の講演講師の講師情報をご提供します。|講演会、セミナーの講師依頼・講師派遣、イベント・コンサート等のご依頼は講演会インフォへ”， <http://kouenkai.info/>，2016年9月9日検索

：図7，8：“文化・経済・スポーツ・芸能などあらゆる分野等の講演講師の講師情報をご提供します。|北海道での講演会、セミナーの講師依頼・講師派遣、イベント・コンサート等のご依頼は講演会インフォ北海道へ”， <http://hokkaido.kouenkai.info/>，2016年9月9日検索

4. 訴訟での争点

訴訟で争点となったのは、以下の3点であった。

- (1) 被告システムは本件発明1の技術的範囲に属するか(争点1)
- (2) 被告システムは本件発明2の技術的範囲に属するか(争点2)
- (3) 原告の損害(争点3)

裁判所は(1),(2)について判断した。

5. 裁判所の判断

1) 構成要件Aの「電子ショッピングシステム」

本件発明でいう「電子ショッピングシステム」とは、

インターネットを利用してされる有償の商品の取引を指すものと解するのが相当であり、その取引においては、「注文」と「受注」、すなわち売買契約締結に向けて顧客からの具体的法律行為がなされ得ることが必要(下線筆者、以下同様)であると解される

と、裁判所は認定した。

また、裁判所は、

「電子ショッピング」に、少なくとも原告の主張するような宣伝、広告までを含んで解することはできないというべき

であるとした。

一方、被告システムについて、裁判所は、

被告システムの役割は、講演開催運営を取り扱う各提携企業に対し、講演開催希望者がインターネットを使ってアクセスするホームページを設けて、その潜在的需要を顕在化させ、もって各提携企業が営業活動をすべき講演開催希望者の情報を得ることができるというところまでであり、その後の講演開催実現に至るまでの営業活動は、インターネット外、すなわち被告システム外の接触交渉が予定されているというものである。

被告システムでされている内容は、潜在的需要者をインターネットでアクセスさせ、その潜在的な需要を顕在化させ、その情報をもとに実際の営業活動に結びつけるという、一般的な広告宣伝の手法と何ら変わらないものといえる。

被告システム利用者の中には、希望講師のみならず講演会開催の日時、場所とも確定して利用する者が含まれることはあり得るところ、その場合、そのような「お問い合わせ(講演依頼)」によるアクセス行為は、商品購入の注文に極めて似ているといえるが、その場合であっても、被告システムを介して、そのアクセスを受けた各提携企業は、自らが講演する主体ではなく、また掲載講師のスケジュー

ールを管理している主体とも認められないから、直ちに承諾、すなわち「受注」することができるわけではなく、その後、講師との関係を調整して、具体的講演開催に向けて交渉を重ねる必要があるはずであって、したがって、利用者の「お問い合わせ（講演依頼）」をいかに具体化しても、これを売買契約における「注文」に準じるものということができるわけではない。

と述べ、被告システムは本件発明1の「電子ショッピングシステム」には相当しないとした。

2)構成要件Fの「注文を受信する手段」

裁判所は、本件発明において、

「注文」とは、「電子ショッピング」が想定しているところの売買契約における注文であり、「注文を受信する受注手段」とは、その「注文」を前提に受信する手段であると解される。

とした上で、

被告システムにおいては、売買がなされているわけではなく、顧客からの各提携企業へのアクセスは、その後の各提携企業からの営業活動の契機を与えるものにすぎないから、「お問い合わせ（講演依頼）」をもってするアクセスは「注文」に該当せず、またしたがって、被告システムに「お問い合わせ（講演依頼）」を受信する手段が備わっていたとしても、これをもって「注文を受信する受注手段」とはいえない。

と判断した。

したがって、被告システムは、本件発明1の技術的範囲に属しないとした。

また、本件発明2は、本件発明1の電子ショッピングシステムを構成要件に含むから、被告システムが本件発明1の技術的範囲に属さない以上、本件発明2の技術的範囲に属しないとした。

6. 結論

裁判所は、原告の被告に対する請求は、その余の点について判断するまでもなく理由がないことは明らかであるとした。

7. 考察

本件においては、被告システムが「電子ショッピングシステム」に該当するのか、「受注データ伝達手段」を有しているのかが、ポイントとなった。

本件発明は物品を売買する電子ショッピングシステムシステムであり、被告システムのような講師情報を提供するというようなコンテンツ提供システムではない。この点は、明細書の記載を見ても明らかである。したがって、被告システムは本件発明の「受注データ

伝達手段は」を備えていなかった。

もし、本件発明の上位概念で捉えたら、どうなったであろうか。発明の本質は、本部が加盟店のホームページの運営を代行する点と、本部のサーバーは加盟店宛の注文を仲介する点とであると捉える。そうであれば、講師情報を配信する被告システムも、技術的範囲に含まれるような、請求項が記載されていた可能性もあるだろうか。

しかし、上述したように、本件発明はショッピングシステムであるのに対して、被告システムはコンテンツ提供システムとの本質的な違いがある。そのため、被告システムが技術的範囲に含まれるような請求項を記載することは、実際は困難であったと考える。

一方、本件発明1において、URLのサブドメインからいずれの加盟店であるかを識別するという特徴が、被告システムは共通する。そのことから、原告は、被告システムが特許権を侵害しているのではないかと、考えたのかもしれない。しかし、ショッピングシステムと情報提供システムというビジネスモデルの相違は大きいものであった。

ビジネスモデル発明は、コンピュータで行われる情報処理の内容だけでなく、ビジネスモデルの特徴も検討対象となる。そのため、請求項の末尾で特定する発明の対象（例えば〇〇装置、〇〇システム、〇〇方法」の記載は、できるだけ一般化した表現としておくべきであろう。

また、イ号が技術的範囲に含まれるか否か、均等の範囲に含まれるか否かの判断においては、情報処理の特徴、及びビジネスモデルの特徴の両面にわたって、十分な検討が必要であると考ええる。

以上